振込規定

お客さまは、ドコモ SMTB ネット銀行（以下「当社」といいます。）と振込にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（適用範囲）

インターネットバンキングまたは振込依頼書による当社または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、本規定により取扱います。

第 2 条（振込の依頼）

1. インターネットバンキング（以下「バンキングサービス」といいます。）による振込の依頼は、次により取扱います。
   (1) 振込の依頼は、各バンキングサービスの取扱時間に受付けます。
   (2) 1 日あたりの振込限度額をこえて振込指定日を同一日とする振込の依頼をすることはできません。1 日あたりの振込限度額は当社所定の金額の範囲内（当社所定の方法により金額変更のお申出があり、当社所定の上限額の範囲内で当社が承認した場合は、振込限度額を変更することができます。）とします。なお、受取人口座が存在しない等の事由により振込資金が返却された場合には、振込限度額の対象外としてこれを取扱います。
   (3) 当社所定の方法により事前に登録している振込先への振込の依頼については、前号の振込限度額の対象外としてこれを取扱います。ただし、この場合においても、当社は、振込依頼の上限額を別途定めることがあります。
   (4) 振込の依頼は、すべて電信扱いの依頼としてこれを受付けます。
   (5) 振込の依頼は、当社所定の方法により、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に伝達してください。当社は、受信した事項を依頼内容とします。
2. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
   (1) 振込の依頼は、当社が認める場合のみこれを受付けます。
   (2) 振込の依頼は、すべて電信扱いの依頼としてこれを受付けます。
   (3) 振込依頼書は、当社所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。当社は、振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
3. 前二項に定める依頼内容について不備があった場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 振込の依頼にあたっては、振込資金、当社所定の振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込手数料等」といい、振込資金と併せて「振込資金等」といいます。）をお支払いください。

第 3 条（取引日付）

1. インターネットバンキングによる振込の依頼の場合は、次により取扱います。
   (1) 当社にある受取人の預金口座あての振込で、振込指定日の指定がない場合、当社が依頼内容を受信した日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。
   (2) 他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込で、振込指定日の

指定がない場合、原則として当社が依頼内容を受信した日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情により、当社が依頼内容を受信した日の翌銀行営業日を振込指定日とする振込予約の依頼として取扱う場合があります。

(3)　依頼日の翌日以降を振込指定日として依頼する場合は、指定された日付を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。ただし、他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、銀行休業日を振込指定日とする振込予約の依頼は受付けません。

(4)　前各号の定めにかかわらず、当社が必要と判断した場合には、振込または振込予約（以下「振込等」といいます。）の依頼について調査を行い、又は当社所定の日を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱うことができるものとします。当該調査を行った場合には、振込契約を成立させることに支障がないことの確認が取れた日（ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情がある場合は、当該確認が取れた日の翌銀行営業日）または前号に定める振込指定日のいずれか遅い日を振込指定日とする振込の依頼または振込予約の依頼としてこれを取扱います。

2.　振込依頼書による振込の依頼の場合は、次により取扱います。

(1)　当社に振込依頼書が到着した日を依頼日として受付けます。

(2)　振込依頼書に記入された振込指定日が依頼日当日以前で、銀行営業日の当社が当日受付締切時間までに当社が振込依頼書を受付けた場合は、依頼日当日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。当日受付締切時間終了後に振込依頼書を受付けた場合は、依頼日の翌銀行営業日を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。

(3)　振込依頼書に記入された振込指定日が依頼日翌日以降の場合は、指定された日付（ただし、銀行休業日にあたる場合は翌銀行営業日。）を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。

(4)　第(2)号にかかわらず、当日受付締切時間までに当社が振込依頼書を受付けた場合であっても、振込事務の繁忙日等のやむをえない事由がある場合には、依頼日の翌銀行営業日を振込指定日として取扱うことがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 4 条（振込契約の成立）

1.　振込契約は、当社が振込等の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。

2.　振込資金等は、振込指定日に、お客さま名義の代表口座円普通預金から振替ることにより受領するものとします。振込予約の依頼をした場合には、振込指定日の前日までに振込資金等を代表口座円普通預金にご入金ください。振込等の依頼の場合で、振込指定日に代表口座円普通預金の出金可能額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含み、以下同様とします。）が振込資金等の金額に満たない場合は、当該振込等の依頼は取消されたものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。

3.　同日を振込指定日とする複数件の振込等の依頼がされた場合において、その総額が振込指定日の代表口座円普通預金の出金可能額をこえるときは、いずれの振込等の依頼に応じるかは当社の任意とします。出金可能額が不足していたことにより振込が行われなかった振込等の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いま

せん。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。

4. 前二項にかかわらず、振込資金等の振替実行時点で当社がお客さま名義の代表口座円普通預金の出金可能額を確認できない等のやむをえない事由により、当社が振込等の依頼を有効として取扱った場合は、すみやかに、振込資金等に不足する金額を、代表口座円普通預金へご入金いただくものとします。
5. 振込予約の依頼の場合、振込指定日当日の当社所定の時間までは、その振込予約を取消すことができます。

第 5 条（振込通知の発信）

振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第 6 条（振込資金の返却）

振込先の金融機関で受取人口座が存在しない等の事由により受取人口座へ入金できない場合、当社は、お客さまより組戻依頼を受けることなく振込資金を組戻し、当該振込資金をお客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡および振込手数料等の返却は行いません。

第 7 条（取引内容の照会等）

1. 当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社から依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 振込先の金融機関から受取人口座が存在しない等の事由により振込資金が返却された場合には、当該振込資金をお客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。この場合、振込手数料等の返却は行いません。

第 8 条（依頼内容の訂正・組戻し）

1. 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合（当社が認める場合に限ります。）またはその依頼を取りやめる場合には、次の訂正または組戻しの手続きにより取扱います。
   (1)　訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の方法により申出てください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
   (2)　当社は訂正または組戻しの依頼内容にしたがって、訂正または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
   (3)　組戻しされた振込資金は、お客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。
2. 前項の訂正または組戻しの取扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却については、訂正または組戻しの依頼内容を相当の注意をもって確認のうえ手続きをしたときは、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 第 1 項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第 9 条（通知・照会の連絡先）

1. この取引についてお客さまに通知・照会をする場合には、あらかじめ届出られた電子メールアドレス・電話番号を連絡先とします
2. 前項において、連絡先の届出の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることがで

きなくなっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 10 条（手数料）

1. 振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料等をいただきます。
2. 訂正または組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料等は返却しません。また、組戻しができなかった場合でも、組戻手数料は返却しません。
3. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第 11 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 12 条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1)　変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

(2)　変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上